

## 宮崎市指名競争入札参加資格審査申請要領〈物品〉 (令和6・7・8年度 随時受付申請用)

令和6・7・8年度に宮崎市（上下水道局を含む。）が発注する物品の購入、貸借、修繕及び不用物品の売払い等の契約に関する指名競争入札参加資格を得ようとする方は、本要領により、申請をしてください。

### <変更点>

① 申請は、宮崎市スマート申請（オンライン申請）からできます。

※宮崎市スマート申請が利用できない場合は、郵送や持参による受付も行います。  
※宮崎市ホームページから様式等がダウンロードできます。

② 類似・重複品目等の統合・再編を行っています。

③名簿登載期間を延長しています。

### 1. 申請者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しない方。

《参考》地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

(2) 営業に関し、法令上必要とする資格等を有する方。

(3) 宮崎市税及び国税に滞納がないこと。

(4) 宮崎県内に特別徴収義務のある事業所を有する場合、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付していること。

(5) 役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

《参考》宮崎市暴力団排除条例（抜粋）

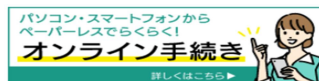
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

### 2. 申請方法・受付期間等

(1) 申請方法 宮崎市スマート申請



← 申請はこちらから。

URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/452017/ea/residents/portal/home>  
本市ホームページのトップページからもアクセス可能です。

(2) 受付期間 令和6年9月10日（火）～令和6年11月29日（金）

注）上記の受付期間を過ぎた申請については受理いたしません。

(3) 手続き 宮崎市スマート申請より「令和6・7・8年度競争入札参加資格審査申請（物品）【随時受付】」にてお手続きをお願いします。  
受付期間内に申請を行わない場合、申請は無効となります。

### 3. 添付書類一覧

- ・宮崎市スマート申請で添付する書類について記載しています。
- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請では、入力内容に応じて、自動的に必要な書類が表示されます。

No.	添付書類	備考
1	商業・法人登記事項証明書（法人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局で発行されます。</li> <li>・申請日より2ヶ月以内のものを添付してください。</li> <li>・現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。</li> </ul>
2	印鑑証明書（個人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村で発行されます。</li> <li>・申請日より2ヶ月以内のものを添付してください。</li> </ul>
3	所轄税務署発行の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合 （法人税、消費税及び地方消費税）書式その3の3</li> <li>・個人の場合 （申告所得税、消費税及び地方消費税）書式その3の2</li> <li>・申請日より2ヶ月以内のものを添付してください。</li> </ul>
4	個人住民税の特別徴収実施確認書（共通様式2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎県内に事業所があり、特別徴収義務がある事業所の場合は、特別徴収を実施していることが分かる領収証等を併せて添付してください。</li> <li>・市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写しを添付する場合は、個人情報（氏名等）が記載されている部分を除いてコピーしてください。</li> <li>・領収証等がない場合や特別徴収を実施していない（または特別徴収義務のない）場合は、当該市町村の確認印を取得してください。</li> </ul>
5	財務書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の場合 商法、会社法、その他の法律に規定する、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（直近1ヵ年分）を提出してください。</li> <li>・個人の場合 収支計算書および所得税確定申告書（直近1ヵ年分）を提出してください。</li> </ul>
6	使用印鑑届（共通様式4）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札や契約手続きにおいて使用する印鑑を届けてください。</li> <li>・委任状（支店等委任用）を提出する場合は添付は不要です。</li> </ul>
7	委任状（支店等委任用）（共通様式5）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本店から支店等に常に入札・契約権限等を委任する場合のみ添付してください。</li> </ul>
8	委任状（入札代理人用）（共通様式6）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録店（本店・支店等）から常に見積、入札を委任する場合のみ添付してください。</li> </ul>
9	許可証、登録証、認可証等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業に関し、法律上必要とする許可登録等一覧表を参照のうえ、添付してください。</li> </ul>
10	販売代理店、または特約店の証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取扱商品について、販売代理店または特約店としてメーカー等と契約を結んでいる場合、添付してください。</li> </ul>
11	機械設備等調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>次に掲げる業種を希望される場合は、各調書を提出してください。</li> <li>※設備状況について、調査にお伺いする場合があります。</li> <li>・1～6印刷・・・印刷業者調書</li> <li>・9看板・黒板・・・看板、黒板製作業者調書</li> <li>・16被服（衣料）・・・衣料業者調書</li> </ul>

#### 4. 格付等級の導入について

物品に係る競争入札参加資格のうち、「印刷」の一部業種については、等級（ランク）格付を行います。

- (1) 等級格付対象業種 一般印刷（カラー・製袋印刷）
- (2) 格付基準 別添「（参考）印刷格付基準について」をご確認ください。
- (3) 添付書類

- ・書類は、No. ごとに1つのPDFデータにして添付してください。
- ・宮崎市スマート申請にて、該当項目にチェックを入れることで、自動的に必要な書類が表示されます。
- ・個人情報に記載されている書類は、必ず本人の同意を得たうえで添付してください。

No.	添付書類	備考
I O S 等 の 取 得 状 況	1 「ISO14001」の認証登録証明書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎市内に本店を有しており、各随時受付開始日の前日現在で認証等を取得している場合のみ添付してください。</li> <li>・対象期間が分かるものを添付してください。</li> </ul>
	2 「エコアクション21」の認証登録証の写し	
	3 「みやざきエコアクション」の認定証の写し	
	4 「プライバシーマーク」の登録証の写し	
	5 「ISO27001」の認証登録証明書の写し	

#### 5. 競争入札参加資格の有効期間

- (1) 競争入札参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者名簿登載の日から次の登載基準年の登載の日の前日（令和9年8月31日）までとします。
- (2) 審査の結果、競争入札参加資格者として決定した場合は、本市の競争入札参加資格者名簿に登載し、申請者に対する**当該審査の結果を宮崎市ホームページで公表**します。  
**注）郵送による通知はいたしませんのでご注意ください。**
- (3) 有効期間中は、必ずしも指名があるとは限りませんのでご了承ください。

#### 6. その他注意事項

- (1) 申請後に必ず「申請確認票【物品】」により申請漏れがないかチェックしてください。
- (2) 添付書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- (3) 添付書類は、情報公開請求の公開対象となります。
- (4) 書類の不備や提出書類において完納状況が確認できない場合等は、別途契約課よりご連絡を差し上げますので、速やかにご対応ください。
- (5) 資格の有効期間中は、希望業種の順位の入替えは認めません。また、希望業種の追加登録についても認めません。

#### 7. 問い合わせ先

- (1) 申請に関する問い合わせ先  
宮崎市 総務部契約課 物品係  
【TEL】 0985-21-1725（直通）  
【FAX】 0985-23-5517  
【e-mail】 03keiyak@city.miyazaki.miyazaki.jp
- (2) 申請書添付書類の発行・交付等に関する問い合わせ先

書類の名称	問い合わせ先
納税証明書	国 税 所轄税務署へお問い合わせください。
個人住民税の特別徴収実施確認書	宮崎県内で主たる事業所のある市町村の税務担当課へお問い合わせください。 ※宮崎市内に主たる事業所がある場合は、財政部市民税課へお問い合わせください。 宮崎市財政部 市民税課 【TEL】0985-21-1748（直通）

- (3) ホームページ  
申請に関する情報等については、本市ホームページに掲載しています。  
【掲載場所】  
トップページ ⇒ 産業・事業者 ⇒ 入札・契約 ⇒ 業者登録・変更  
⇒ 物品等指名競争入札参加資格申請・名簿

これまでの68業種の類似・重複品目等の統合を行い、今回の申請から29業種に変更  
 します。

以下の29業種の中から、登録を希望する2業種の「区分の番号」と「業種」を、【宮崎市  
 指名競争入札参加資格審査申請書（物品）】に記入してください。また、中項目がある業種を  
 選択した場合には、【希望業種取扱品目明細表】内の取扱欄への○印も記入してください。

### 指名希望業種分類表

今回 区分	業 種	中項目	主な営業品目
1	一般印刷（カラー・製袋印刷）		カラー、製袋
2	一般印刷（複写・単色帳票）		複写、単色帳票
3	一般印刷（障がい者支援施設等印刷）		
4	一般印刷（単色冊子）		単色冊子
5	フォーム印刷		フォーム印刷、圧着印刷
6	特殊印刷		シール、ラベル印刷、スクリーン印刷、原付自転 車等標識
7	青写真等	青写真	青写真焼付、第二原図作成
		地図印刷	写図・地図製作、航空写真、マイクロ写真
8	DPE・カメラ		写真現像、デジタルフィルムスキャナー
9	看板・黒板		看板、掲示板、黒板、懸垂幕、横断幕、電照看 板、車両文字入れ
10	事務用品	紙・文房具	紙製品、事務用文具
		印章	ゴム印、公印
11	事務用機器	複写機・スチール製品・事 務機	棚、事務机、事務椅子、キャビネット、シュレッ ダー、複写機（※購入のみ）
		家具	木製家具、学校用家具、家具製作
12	日用品・雑貨	荒物・金物・雑貨	家庭金物、刃物類、大工道具、清掃用品、雑貨類
		陶器	湯呑み、茶碗、急須
		食料品	茶、食肉、菓子類、魚介類、青果類
13	燃料	石油	ガソリン、軽油、灯油、重油
		ガス・酸素	LPGガス、天然ガス、プロパンガス
14	薬品	医薬品	一般用医薬品、医療用医薬品、ワクチン、防疫用 品（消毒液等）
		工業薬品	苛性ソーダ、次亜塩素酸ソーダ、高分子凝集剤、 消石灰

今回区分	業種	中項目	主な営業品目
15	教育用品	学校用教材	小・中学校の各教科教材
		保育所用品	保育所教材、遊具
		楽器	楽器
		運動用品	運動器具、運動衣
		図書	書籍、雑誌、映像・音楽ソフト
16	被服	衣料	制服、事務服、作業服、白衣、布生地、糸等
		帽子	制帽、作業帽、略帽
		雨具・カバン・靴	雨合羽、雨靴、安全靴、ゴム長靴、カバン
17	繊維製品等	染物・旗	のぼり、旗、天幕
		畳・表具	たたみ、ふすま
		寝具・室内装飾品	テント、カーテン、暗幕、緞帳、ブラインド
18	車両等	車両	乗用車、貨物車、軽自動車、特殊車両
		車両付属品	自動車部品、タイヤ、バッテリー、電装品
		車両整備	車検整備、定期点検、板金、塗装
		船舶	船外機、ヨット、水上バイク、ボート
		自転車・雑車	自転車、自動二輪車、原付自転車、リヤカー
19	資材	砂・砂利	砂、砂利、碎石、土
		アスファルト・生コン	アスファルト合材、乳剤、生コン、ストックファルト
		コンクリート二次製品	ヒューム管、フリューム管
		安全施設資材	ガードレール、道路標識、カーブミラー、バリケード
		仮設資材・土建用資材	組立ハウス、物置、仮設材料、土のう、セメント、ブロック、レンガ
		鋼材・鋼材加工品	鉄筋、鋼板、鋼材加工、ステンレス加工
		木材・竹材	角材、板、丸太、杭、合板、竹
		造園資材	種、苗、樹木、肥飼料、農薬
		塗料	塗料、ラッカー、防水剤、止水剤
		ガラス	ガラス、サッシ、網戸
20	建設・産業機械器具	建設用機械器具	ロードローラー、パワーショベル、溶接機械、工作機械
		農工業用機械器具	芝刈機、草刈機、噴霧器、作業工具
		水道機械器具	水道ポンプ、継ぎ手、配管工具、水道メータ
		計測量機械器具	自動秤、台秤、天秤、トランシット

今回区分	業種	中項目	主な営業品目
21	消防・防災用品		消火器、ホース、消防ポンプ、消防自動車、災害備蓄用品
22	理科医科機械器具		医療用器具、医療実験器械器具、リハビリ機器、検査キット、AED（※購入のみ）
23	厨房機械器具		給食調理機器、配膳台、食器、トレー
24	家電・通信機器	一般家電品	タブレット端末、家庭用AV機器、生活家電、照明器具、ドローン
		プリンタインク	プリンタインク
		ミシン・編機	ミシン、編機
		通信機械器具	無線、各種通信システム
		重電機器	モーター、非常用電源装置、変圧器
		カメラ	デジタルカメラ、ビデオカメラ
25	コンピュータ機器	コンピュータ機器	パソコン
		プリンタトナー	トナー、ドラムカートリッジ
26	視聴覚・舞台音響		放送設備、書画カメラ（実物投影機）、舞台音響器具、舞台照明器具
27	リース・レンタル	事務機	複写機、FAX、パソコン、タブレット
		AED	AED
		建設用機械器具	
		農業用機械器具	
		自動車	
		バス・タクシー	借上げバス、ジャンボタクシー
		その他	
28	電力		電力供給
29	その他	不用品回収	鉄くず、不用紙、布、その他不用品の買受
		記念品	トロフィ、盾、バッジ
		時計	置時計、掛時計、腕時計
		その他	前記のいずれにも該当しない営業品目

※「印刷企画デザイン」「ソフトウェア開発・データ入力等」は役務（清掃等）で登録。

## 営業に関し法律上必要とする許可・登録等一覧表

業種	中項目	許認可	関係法令
看板・黑板		屋外広告業登録済証	宮崎県屋外広告物条例
		宮崎市特例屋外広告業届出済証	宮崎市屋外広告物条例
日用品・雑貨	食料品	食品衛生法許可	食品衛生法
		酒類販売業	酒税法
燃料	石油	石油販売届出書 揮発油販売登録	石油備蓄法 揮発油等の品質の確保等に関する法律
	ガス・酸素	(LPG) 高压ガス販売業許可、液化石油ガス販売業登録 (天然ガス) ガス小売事業登録、一般ガス導管事業許可	(LPG) 液化石油ガス法 高压ガス保安法 (天然ガス) ガス事業法
	工業薬品	毒物劇物販売業許可登録、高压ガス販売業	毒物及び劇物取締法 高压ガス保安法
	車両付属品		
	車両整備		
資材	砂・砂利	砂利採取業者登録 採石業者登録	砂利採取法 採石法
	造園資材	毒物劇物農薬用品目販売業登録 農薬販売届	毒物及び劇物取締法 農薬取締法
	塗料	毒物劇物特定品目販売業登録 毒物劇物一般販売業登録	毒物及び劇物取締法
建設・産業機械器具	建設用機械器具		
	計測量機械器具	計測器製造業（修理業・販売業）届出	
理科医科機械器具		医療機器販売製造業、管理医療機器販売業届出 高度管理医療機器等販売業許可 特定保守管理医療器販売業許可 医療機器製造販売業許可 動物用高度管理医療機器等販売業許可	薬事法
リース	自動車	自家用自動車有償貸渡業許可（レンタカー）	道路運送法
	AED	管理医療器貸与業届出、高度管理医療機器貸与業許可、特定保守管理医療機器貸与業	薬事法
電力	電力	小売電気事業登録	電気事業法
その他	不用品回収	古物営業許可、金属くず取扱業届出、廃棄物再生事業者登録	

※ここには例を示してありますので、これ以外に該当する場合も証明書等を提出してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宮崎市長 清山知憲 殿

(申請者) 所在地 東京都足立区青井1丁目1番1号  
商号又は名称 宮崎株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 宮崎 太郎 印

当てはまる項目  
どれか一つにチェックする。

次のいずれかに該当する項目欄の□にチェックを入れてください。

1. 宮崎県内に事業所がない場合

□ 当事業所は、宮崎県内に事業所(支店)を有していません。

宮崎市と複数の市町村で特別徴収を実施している場合は、項目欄①にチェックを入れて宮崎市の領収証書の写し等を添付するか、項目欄②にチェックを入れて、宮崎市の市民税課で確認印を受けてください。

(1) 特別徴収義務のある事業所の場合

① 領収証書の写しがある。

当事業所は、現在 宮崎 市(町・村)の特別徴収義務者として、特別徴収を実施し納付しています。

特別徴収義務があり、かつ、宮崎市に居住する従業員がいない場合は、宮崎県内にある主たる事業所所在地の領収証書の写し等を添付して(又は確認印を受けて)ください。

⇒ 次のいずれかを添付してください。当該市町村の税務担当課の確認印は不要です。

写しの添付は、本書の裏面、もしくは別紙(A4縦)のどちらでも構いません。

・直近の領収証書(1ヶ月)の写し

・市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)の写し

(注意) 写しは事業所全体の税額部分のみ。個人情報(氏名等)が記載されている部分を除いてコピーしてください。

② 領収証書等の写しがない。

当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市(町・村)の特別徴収義務者の指定(指定番号: \_\_\_\_\_)を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

特別徴収事業所名  申請者と同じ  
 その他(名称: \_\_\_\_\_)

⇒ 当該市町村の税務担当課にて確認印を受けてください。

③ 特別徴収を実施していない。

当事業所は、令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始する手続きを完了しました。

⇒ 当該市町村の税務担当課にて手続きし、確認印を受けてください。

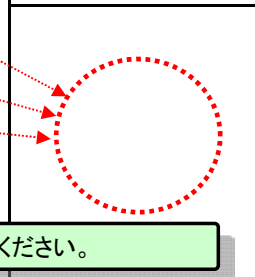
(2) 特別徴収義務のない事業所の場合

当事業所は、特別徴収義務はありません。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。

⇒ 当該市町村の税務担当課にて確認印を受けてください。

こちらに✓を入れた場合には、市町村の税務担当課にて確認印を受けてください。

市(町・村)確認印



税務担当課記入欄

特別徴収義務に該当するか不明なときは、主たる事業所所在の市町村税務担当課で確認してください。



記入例

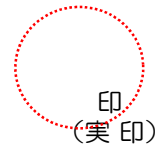
登録番号

# 使用印鑑届

所在地 宮崎市橘通西一丁目1番1号

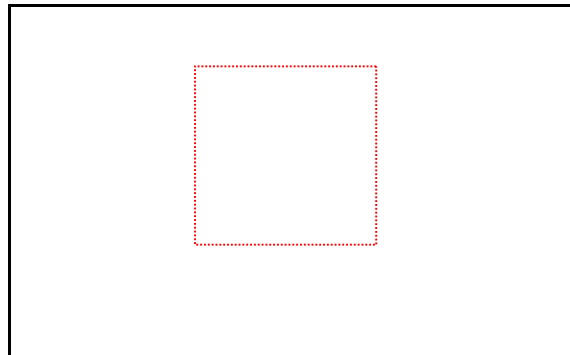
商号又は名称 有限会社みやざき

代表者氏名 代表取締役 宮崎 次郎



下記の印鑑を宮崎市に提出書類に使用するものとしてお届けします。

記



- (注) 1. 使用印鑑は、入札、見積、契約締結、納品、代金の請求及び受領に使用する印鑑であって、印鑑証明を受けた印鑑でなくてもよい。
2. 代理人（支店長、営業所長、出張所長等）委任状を提出する者は、提出不要とするが、委任状にて使用印鑑届を行うこと。

記入例

登録番号	
------	--

# 委任状

(支店等委任用)

宮崎市長 殿

(委任者)  
 所在地 東京都足立区青井1丁目1番1号  
 商号又は名称 宮崎株式会社  
 代表者氏名 代表取締役 宮崎 太郎



私は、次の者を代理人と定め、宮崎市との下記事項に関する権限を委任します。

委任期間：名簿登載日から令和9年8月31日

記

1. 代理人（支店長、営業所長、出張所長等）

<p>①受任者          所在地 福岡県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号          商号又は名称 宮崎株式会社 福岡支店          役職及び氏名 支店長 佐土原 次郎</p> <p>②委任事項          1. 見積、入札に関する件          1. 契約の締結に関する件          1. 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件          1. 復代理人専任に関する件          1. その他これに付随する一切の件</p>	<p>(使用印鑑)</p>
---	---------------

記入例

登録番号

# 委任状

(入札代理人用)

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

宮崎市長 殿

(委任者)

所在地 福岡県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇号

商号又は名称 宮崎株式会社 福岡支店

代表者氏名 支店長 佐土原 次郎

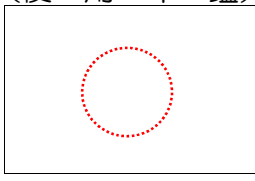
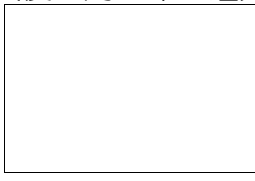
印  
(本店・本社は実印)

私は、次の者を代理人と定め、宮崎市との下記事項に関する権限を委任します。

委任期間：名簿登載日から令和9年8月31日

## 記

### 1. 入札代理人

①受任者 役職名 <u>社員</u> 氏名 <u>大淀 川子</u>	(使用印鑑) 
②委任事項 1. 見積、入札に関する件	
①受任者 役職名 _____ 氏名 _____	(使用印鑑) 
②委任事項 1. 見積、入札に関する件	